

ドイツの大学図書館における資料選択： 近代社会における「主題専門家」の発生

鈴木正紀

(文教大学越谷校舎事務局図書館課)

The Selection of Materials in German University Libraries : The Emergence of the "Subject Specialist" in Modern Society

SUZUKI MASANORI

(Koshigaya Library, Bunkyo University)

要旨

大学図書館において蔵書構築とその具体的業務である資料選択は極めて重要な専門的業務である。ドイツの大学図書館においては、Referentと呼ばれる、ある学問分野で博士号を取得しつつ図書館員として専門的な訓練を受けた学術図書館員によって資料選択が行われている。

このReferentの制度は19世紀末から20世紀初頭に成立した。このことは、ドイツ社会が近代化する中で、職業の専門職化が種々の職域の中で行われるようになるという、大きな文脈の中に位置づけて捉えることができる。

1. はじめに

1. 1. 研究の目的

図書館サービスの質（水準）はその提供する（できる）資料に依存するところが大きい。

現代においてこそ、電子化された文献情報（雑誌論文、図書、プレプリントなど）をインターネットを通じて入手するという形態が一般化しつつあるが、それはたかだかこの10年余のあいだの動きである。それまで、図書館資料の基本は紙に印刷された図書であり雑誌であった。

なかでも「蔵書」は、図書館のサービスの基本として長く基幹的位置を占めるものであった。よいサービスをするにはよい蔵書が必要である。堀内郁子は、「よい蔵書をきずくには、組織的な集書計画、選択方針を確立することが必要である」とし、その際に必ず明

確にしておかなければならない事柄として、以下の5項目を挙げている。

- 1) 大学の目的
 - 2) 図書館の目的
 - 3) 集書方針の決定と方針の遂行を監督する責任者は誰か
 - 4) 資料費を管理運営する最終的責任者
 - 5) 誰が資料選択に関与するのか⁽²⁾
- 上記5つのうち、5の資料選択者について、日本の大学図書館の現状はどうであろうか。高鳥正夫は、大学図書館における資料選択方式を以下の3つに分類している。
- 1) 図書館長が独力ですべての資料を選択する方式（小規模図書館にみられる）
 - 2) 図書館長が経験豊富な図書館人や利用者である研究者の協力を得て選択する方式（比較的大規模な図書館に見られる）

3) 研究者がそれぞれ独立して、あるいは図書館委員会を設けて共同して選択を行なう方式（部局図書館にみられる）^③

日本の大学図書館で実際にどういった形で図書選択が行なわれているかということについて、何度か調査が行なわれているが、そこからわかることは、図書選定の中心は教員であり、図書館員はそこに関与はしているものの、中心的な役割は果たしていないということである。教員による選択がひきおこす問題についてはいくつか指摘されているが^④、それを踏まえてひとつの提言がなされている。

「ドイツの主だった総合図書館の中央図書館では、数人のReferenten(Subject Specialists=専門司書とでも訳すべきか)と呼ばれる人達が図書選択に当っている。[...] バランスよく総合的に世界各国のbest bookを集めて、過去・現在・未来を通じて役に立つ蔵書を構成するためには、最も理想的な方法といえよう。教員は中央図書館の図書選択には全くタッチしない。」

「アメリカでは図書館員養成と専門職としての地位向上に努力し、[...] 図書館の仕事のレベルも向上し、大学図書館では教員と同じステータスが得られるようになった。このように図書館員の地位も上がり、背景の教育も充実し、専門知識プラス図書館学の知識を持った図書館員が増え、特にビブリオグラフィーの知識が豊かになって来たためもあって次第に図書選択権は教員の手から図書館員へと移りつつある」

「まとめてみると現在のように図書館員が図書選択に全く関与していない状態から、少しづつでも選択権を得る方向へと努力を進めるべきである。最終的にはドイツの総合大学図書館で行なわれているようなReferentenによる選択が最も理想的である」^⑤

筆者は、図書館員が図書選択においてイニシアチブを持つということについて基本的に

異存はない。しかし、他国の制度を日本にそのまま移植してくるということは、このことに限らず、難しい問題がある。一般にその文化（さらにいえばさまざまな制度）は他国（異文化領域）に移植されるとき、受入れ側の社会的・文化的背景に影響を受け、変容を余儀なくされる。「図書館」というひとつの社会的制度についてもそのことは妥当するであろう。欧米圏に比べ、日本において図書館が社会の中に定着していないということも、それが外国産の制度であり、日本の文化（出版、読書、図書等）的コンテクストとの親和性にいまひとつ欠けるという側面もあるのではないだろうか。

とすれば、大学図書館における資料選択機構・方法も、まず、それぞれの国固有の背景の中から誕生したと考えるのが妥当であり、それを知ることなしには、仮に制度を移植したとしても、その制度を有效地に機能させることは出来ないであろう。

本稿では、こうしたある社会における制度の成立とその社会・文化的背景の関連に着目し、ドイツの現在の資料選択制度(Referentによる選択方式)が発生した背景を考察してみたいと思う。したがって、研究方法は、歴史的研究となる。「背景」とは本研究では、大学図書館の周囲にあって、それと密接に関連を持つ要素、具体的には、学問および研究体制・環境の変化、それを包摂する大学、それと法制度（国家・連邦との関係）を指す。また、テーマはあくまでも資料選択であるが、現実に資料を選ぶのが「人」である以上、図書館員に触れることがおおくなるであろう。

なお、本研究が対象とする時代は、主としてReferentの制度が成立した「前史」にあたる19世紀までとする。

1. 2. 先行研究

本テーマについて触れておかなくてはならないのは、J.P.Dantonが行なった比較研究

*Book Selection and Collection :
A Comparison of German and American
University Libraries.* である⁽⁶⁾。

この研究は、Danton自らが1960-61年に西ドイツを訪れ、18の大学図書館について、図書選択と蔵書構成に関する調査・研究を行い、それ以前から行なっていたアメリカ合衆国の大学図書館における同様の調査・研究とを比較・検討したものである。Dantonはそのなかで、西ドイツ(当時)の大学図書館(中央図書館)では図書選択は主題専門家(Referenten)によって行なわれており、一方、アメリカ合衆国ではそれが主に教授たち(Faculty)によって行なわれていることを明らかにした。Dantonは西ドイツのReferentensystemのメリットとして、

- 1) 図書館員が主題専門家であることによって、図書選択という、図書館にとって重要な作業に参加することができるようになった。
- 2) 最も高い教育を受けたスタッフが図書館にいることによって図書館のステータスが上昇した。

という2つの点をあげ、一方、当時のアメリカ合衆国の選択方式の問題点として、以下のことをあげている。

- 1) 教授団のメンバーが、種々の理由から定期的、組織的、片手間でない形で選択に関わることができない。
- 2) 教授団は個々の興味で購入するため、蔵書にアンバランスが生じやすい。
- 3) カバーできない領域ができてしまう。等⁽⁷⁾

そして、アメリカ合衆国の選択方式は、「適切な蔵書を構成するという図書館の最も基本的な責任であり、専門的な業務を放棄しているのではないか」としている。図書選択を適切なものにするために、「図書選択と蔵書構成のすべての責任は—部局図書館、予算を含めて—法的にも実際的にも図書館がもつべきである」と結論している⁽⁸⁾。

Dantonは、ドイツについてはゲッチング

ン大学以後の大学図書館の発展を歴史的に明らかにし、20世紀初頭にReferentの制度が確立したとしている⁽⁹⁾。また、ドイツ大学および大学図書館のアメリカ合衆国への伝播—例えば、ジョンズ・ホプキンス大学の設立—についても触れている。

本論に入るに当って、ドイツのReferentと、それに関連するドイツの大学図書館について簡単に紹介しておく。ドイツの大学図書館は中央図書館と部局図書館の2系列に分かれている。部局図書館は、大学が完全に管轄しており、経営や財政は大学の自治のもとにあり、中央図書館とは全く独立して運営されている。一方、中央図書館は、大学の中にある州の機関であり、そのDirektorは州の文部大臣によって任命される。資料予算も大学経費の項目であるが、別項目として出される。予算や職員の増加については大学の学長を通じてDirektorによって文部省に提出される。Referentが所属するのは中央図書館である。部局図書館では部局によって任命されたスタッフが資料選択を行なうのに対して、中央図書館では、受入部門のDirektorとしてRefetentがそれを行なっている。

図書館員は3つの職階に分かれている。それぞれを高級図書館員、上級図書館員、中級図書館員と呼ぶ。高級図書館員の職に就くには、何らかの学問分野で博士号を取得し、国家公務員試験に合格することが必要となる。本稿でいうReferentはこれに該当する。上級図書館員は、図書館業務量の増大と機能の多様化を背景に20世紀初頭に成立した。大学卒業を要件とせず、大学入学資格であるAbiturを取得すればよいことになっている。中級図書館員は、1964年以降、いくつかの州の学術図書館で導入されたものである。上級図書館員の監督を受けながら、業務を行なう。

2. ドイツの大学図書館における専門職制度の成立

2. 1. ドイツ大学の変容

ドイツの大学は、19世紀、特にその後半に世界的な名声を得るが、その直接の端緒をついたのは、19世紀初頭のフンボルト(Wilhelm von Humboldt, 1767-1835)を中心とする一群の改革派官僚たちである。

それ以前、17世紀後半から18世紀全体を通じて、ドイツの大学は衰退と再生を繰り返していた。この時代のドイツ大学の様子は、ブラーールの叙述⁽¹⁰⁾に詳しいが、一部を引用すると、当時ドイツでは、「16世紀、17世紀にあわただしく設立されたたくさんの大学は、経済的にも精神的にもその基盤は余りにも弱く、遅くとも18世紀末に、廃校の憂き目に遭っている。18世紀を乗り切って、刷新することが出来た新設大学は数えるほどしかない。しかし昔からあった大学も、領邦国家に組み込まれ、宗派に色分けされ、商業化の波に洗われ、儀式化を強めていたために、弱体化していて、その改革が切に望まれていた」「表面的には社会の要求に応じているように見えても、内容的にも、組織の上でも、荒廃し切っていて、改革なり新設が切実に要請されていた」⁽¹¹⁾。

こうした状況の中で、ブランデンブルグ-プロイセンにおいて、1694年、ハレに「近代になって初めてのドイツの大学」が設立された。「ここでは、…講義は初めてドイツ語で行なわれ、初めから歴史、地理、実験自然科学、自然法が教えられ、『研究と教育の自由』という原則が推進された。ハレでは、確実な真理を伝授ないし解釈するのではなく、『真理を探求することと、そうした探求の精神を準備すること』(…が重要視された」⁽¹²⁾。このハレ大学を模範として、1737年にゲッティンゲン大学が設立された。

これらの大学に共通してみられるることは研究の重視であり、ゲッティンゲン大学では教授の唯一の任務は教育と研究であるとされた。伝統的教授方法は廃止され、その一方で実施されたのは対話方式による私講義制度（ゼミ

ナーの起源）であり、さらには競争試験を制度化することによって学生の研究意欲を刺激した。

ゲッティンゲン大学では、とりわけ図書館が重要視された。ディルサーは当時のゲッティンゲン大学の充実振りを詳しく紹介している⁽¹³⁾。Dantonによれば、このような充実した図書館を作ることが出来たのは、ゲッティンゲン大学創設に尽力し、かつ大学図書館を教育・研究にとって不可欠の施設とみなしたミュンヒハウゼンに負う部分が大きいとしているが、具体的には、定まった予算を持ち、学術的価値を有し、有用で、かつ、アップ・ツゥー・デイトなコレクションを作るため、国際的視野にたった図書選択を行なうことで、当代一といわれる図書館を作ったのであった⁽¹⁴⁾。

さて、ドイツにおける大学は、学問領域が専門化、細分化していくという状況のなかで、すでに述べた「研究と教育の統一」の実現が目指されるようになった。その象徴的な事例が、ギーセン大学における化学者リービッヒ(Justus von Liebig, 1803-73)の実践である。リービッヒは、当時主流であった講義主体の教育に飽き足らず、フランスに留学し、そこで化学実験の手ほどきを受け、ギーセン大学の員外教授に招かれた。そこで彼は、講義は最小限に抑え、自身で作り出した実験のノウハウを学生に与え、学生はそこで得たテクニックを駆使して、実験・研究を行い、その成果に対して大学は学位(Ph.D)を与えた。

このリービッヒに代表される実験と教育の結合という方法は、やがて生理学・植物学・動物学・微生物学などの分野において、ドイツの大学で広く採用されるようになり、その結果、19世紀ドイツの大学は、特にその後半、世界的な名声を得、外国から多くの留学生を受け入ることになる。

大学教育において研究を重視することによって、教科書を1冊読めば足りるということは通用しなくなり、様々な文献を涉獵し、自ら

調査・研究をすることが求められるようになる。こうした要求にこたえるため、図書館が拡充・整備されたことは必然であったといえよう。フンボルトらによって設立されたベルリン大学等19世紀以降設立された諸大学は、大学の理念、教育内容に相違があったとしても、図書館に関してはゲッティンゲン大学図書館を模範とし、教授と学生のための研究・学習活動のための運営、毎日の開館、カタログの整備等を図書館規則に規定し、これに基づいて運営されるようになった。

2. 2. 図書館職の専門職化の過程

2. 2. 1. ドイツの図書館学・図書館員

ドイツには「文人（学者）図書館員」ともいうべき伝統があった。18世紀から19世紀の初頭にあって、「図書館員」に求められた職能は、実務よりも、図書学・書誌学に関する知識であった。それは17世紀のライプニッツ、18世紀のレッシングにまでさかのぼることが出来る。「[18世紀過ぎに]図書館員に求められたことは、学問の歴史を知っていることであり、[図書館員は何よりも]学識のあるものでなければならなかった」⁽¹⁵⁾。

こうした通念に対し、マルチン・シュレッテンガー(Martin W. Schrettinger, 1772-1851

歴史上、「図書館」を初めて学問の対象として取り上げた人物であり「図書館学」という語を初めて用いた)⁽¹⁶⁾は、こうした支配的な考え方を退け、何よりも実務を重視した。「シュレッテンガーは'どのような文人といえども、それだけの理由で図書館員としてふさわしい人物だというものではない'とし、文学的教養を身につけたもの、深遠な学者、博識家もまた図書館員であるためには特別の研究、長期におよぶ実地体験が不可欠であるとしたのみならず、完成した専門学者、著名な著述家はかえって図書館員に不向きであるとする立場を明確に打ち出している。それはこうした人々はそれぞれに自分自身の研究領域・愛

好部門をもっており、それに傾斜した姿勢が図書に対する評価、ひいては蔵書構成の上に偏向をもたらすおそれがあることその他の理由によるものであった。」⁽¹⁷⁾

しかしこうした考え方はあったものの、現実のドイツの大学図書館においては「学者図書館員」の系譜は長く続いた。

2. 2. 2. 制度化の過程

19世紀前半において、大学図書館はどのように運営されていたのか。そこでは大学図書館の経営責任は図書館委員会の手にあり、図書選択業務もそこで行なわれていた。図書購入予算は学部や教授に分配され、資料選択の責任は上述した図書館委員会と、教授、あるいはその双方にあった。委員会も実際は教授たちが主導権を持っており、彼らの関心は図書予算をどれだけたくさんとれるか、ということにむけられ、図書館の整備には十分な配慮はなされなかった⁽¹⁸⁾。

こうした事態が大きく変化する、すなわち、フルタイムの専門職員が採用され、資料選択を含む経営責任の多くが図書館委員会から図書館員の手に移るのは1870年代に入ってからである。それ以前には、バイエルン、オーストリア、ザクセンで専門的職員採用に取り組むといったことがあった。また、18世紀中葉にはボン大学の主席図書館員であり古典文献学の教授であるF. W. Ritschlは多くの優秀な人材を雇い入れた。彼らはその後、図書館員の専門職としての独立と図書館学教育に関して大いに貢献した。なによりも、彼ら自身が大きな州立あるいは大学図書館の最初のフルタイムの専門職員であった。

1871年にはA.Kletteによって「ドイツ大学図書館に見る図書館職の独立性」と題する32ページの小冊子が発行された。1876年にはオットー・ハルトヴィッヒ(Otto Hartwig, 1830-1903 ゲッティンゲン大学で学位論文を仕上げ、マールブルグで学位を取得。その後奨学生と

して勤務する傍ら、マールブルグ大学図書館に勤務。数年の遍歴の後、マールブルグ大学図書館に帰る)がハレ大学の図書館長として招かれた。彼はマールブルグでは臨時職員として勤務していたが、後に専門職員となり、ハレ大学に移った際に、非教授、専門職館長の地位を占めたのであった。ハルトヴィッヒは、ハレ大学図書館で専門職制度の確立を目指し、館長就任直後から、教授の兼任であった副館長、第一司書、第二司書が退職すると、その後に教授ではない職員を逐次あてていった。しかも、新しく職員として採用した者たちに対してハルトヴィッヒは、「臨時職、片手間仕事としての図書館勤務を否み、この職に専念し、終生の職業とすることを求めた。」⁽¹⁹⁾

また、ゲッティンゲン大学で図書館学講座を担当していたディジャッコ(Karl Dzitzko, 1842-1903 1871年、フライブルク大学図書館員。1872-86年、ブレスラウ大学図書館員。1886年、ゲッティンゲン大学図書館上級図書館員、および兼任で同大学の図書館学講座を担当)は、プロシアの図書館問題に関する委員会の委員長に招かれ、図書館員の職階制に関する提議を行なうことを求められた。ディジャッコは1888年に行なった提案の中で、もはや図書館の仕事は従来のような教授の兼職では遂行できないことを明言し、そのうえで図書館職につこうとする際に必要とされる条件・素養を明確にした。そこでは大学4学部の中のいずれかにおいて、勉学を修了していること(学位をとっていること)が前提とされ、その上で、実践的、理論的能力は王立図書館での最低1年間の研修によって身につけることとなつた。詳述は避けるが、ディジャッコは大学図書館員に必要とされる知識・能力について極めて高度なレベルのものを求めている。

2. 2. 3. 専門職制度の成立

1893年12月15日に、「学術図書館職の資格に関する条例」という法律が制定された。こ

こではディジャッコから提出されていた提議と、その内容、つまり、図書館職に要求される要件は大きく異なっていた。人文系ギムナジウムを卒業し、大学で学位をとったものに対して、図書館での2年間の実習とその上の国家試験を義務付けた。この養成過程の中で最も重視されたのは、それ以前に求められていたギリシャ、ラテン、ドイツの古文書学ではなく、図書館管理に関する教育、書誌を使う能力、一般的文献史に関する知識であった。学術的知識を無視したものではないが、それ以上に、図書館管理に関する実際的な能力を重視したものといえよう。この法律によつて、ドイツにおける主題専門家の制度的成立がなつた。

フォルシュティウス(Vorstius, Joris)は、ここで成立した法律の意義を、「図書館の職業官吏制度の最終的な確立」であるとしている⁽²⁰⁾。この法律は、統一的な制度によって人を選抜し、公務員の体系に組み込むことによって、ひとつの官僚的組織をつくり上げることにその狙いがあったということができるであろう。Leyhはこの法律の意義を「専門教育を受けるための前提条件を明確にしたことにある」としている⁽²¹⁾。当時の図書館の状況の中で最も問題視されたのは、図書館員としての訓練を受けていない人物が職員になること、その職務が恣意的で無計画であること、そして職業に対する熱意(職業意識)が欠如していたことであった。

2. 3. 大学・国家と専門職

2. 3. 1. マックス・ヴェーバーの時代と職業の専門化

さて、前節で検討した図書館職の「職業」としての成立、専門職化は、当時のドイツにあってどのような意味を持っていたのか。ここではそれをマックス・ヴェーバーが提出した「支配の3類型」によりながら見ることにしたい。

ヴェーバーは、人間社会において、正統と認められる支配には3つの「純粹型」のみがあるとし、それぞれを、1)カリスマ的支配、2)伝統的支配、3)合法的支配、と名づけた。単純化していえば、3の合法的支配は近代社会において一般化する支配形態である。「最も純粹な型は官僚制的支配」⁽²²⁾としてそれは現れる。ヴェーバーは近代的官僚制について特徴を指摘するが、それを詳述するのは避ける。ここでは、ヴェーバーの生きた19世紀後半という時代が、政治的には1871年にプロイセンを中心としてドイツ帝国が成立した時代であり、経済的には産業革命が進展した時代であったことを確認しておく。ドイツにおけるこうした動きに、ヴェーバーは「工場から軍隊と国家に至るまでの、あらゆる人的支配の合理的・分業的・専門的な官僚制機構」の発展を見たのであった⁽²³⁾。

ドイツにおける、この「官僚制化」の進展は、「職業人」や「専門人」の発展を促進する。そこで、学校という教育施設と職業の結びつきが深まって行くのである。ヴェーバーはいう。「わが西洋大陸の教育施設は、とりわけ綜合大学・工科大学・商科大学・高等学校およびその他の高等国民学校などの高等教育施設は、近代的官僚主義にとってますます不可欠のものとなりつつある専門試験制度を培うような性質の『教養』－すなわち専門的訓練－を求める要求、圧倒的な影響下におかれている」⁽²⁴⁾。

前近代社会において官職に就くためには、系図の証明⁽²⁵⁾がその前提条件とされていたが、近代官僚制ではそれが教育免状に変わっている。そのため、綜合大学・工科大学・商科大学の卒業証書に対する要求、およそあらゆる領域における教育免状の要求が高まり、さらにそれを有する人々によって「特権階層」が形成されるようになる。彼らは自分たちがもつ地位を教育免状をもつ人々だけで独占しようとする。その「独占のための普遍的手段

は、今日では『試験』であり」⁽²⁶⁾、歴史的経過のなかでそれは拡大を続けたのであった。さらには、任用のための前提条件として教育免状が重視されるのに加え、職種によっては、大学がそれまで独占的に認定していた、職業人としての資格を国家が認定する（国家試験）ということを行なわれるようになる。

医師といった比較的早くから専門職とみなされてきた職業、また社会的には新しい職業である学校の教員や技師についても、職業の専門化、制度化の流れをたどることができる。

これらを一般化していえば以下のように言うことができるであろう。すなわち、一つの職業が社会的に認知され、その地位を上昇させるには、その職業にたずさわる人間を「大学教育」の中で養成し、しかもそれは（アメリカ合衆国などと違い、特にドイツにおいて顕著であるが）国家が実施する（大学もそこに関与する）試験によって、その職業資格を権威づけようとする。また職業人たちには、職能団体を組織し、自らの利益擁護のための活動を展開する。このことは、マックス・ヴェーバーによる、職業領域における官僚制的組織、およびそれによる運営体制の成立ということもできるであろう。再びヴェーバーの言葉をかりるならば、「近代的な完全官僚制化が初めて、合理的・専門的な試験制度の不断の発展をもたらしたのである。…われわれは、整然たる教育課程と専門試験の導入を求める声が、あらゆる分野で高まりつつあるのを聞くのであるが、これは、いうまでもなく、突然『教育熱』が高まったというようなことではなく、教育免状の所持者のために地位の供給を制限し、これらの地位を彼らだけで独占しようとする努力が、その原因をなしているのである。ところで、この独占のための普遍的手段は、今日では『試験』であり、それ故にこそ、試験が制しがたく進出を続けているのである」⁽²⁷⁾。

2. 3. 2. 職業としての図書館職の成立

図書館員の職業としての（あるいは専門職としての）成立（その実質は主題専門家であった）は、このような時代背景の中でなされたということがいえるであろう。1893年のプロイセンを初めとして、ドイツの各地方で職業としての図書館員が法的な裏付けをもって制度化された（彼らは公務員（Beamte）となった）。また、1900年に、「ドイツ図書館員協会」(Verein Deutscher Bibliothekare)という高級職の図書館員の職能団体が設立されたことも忘れてはならないであろう。また、こうした制度化の流れを見るとき、例えばハレ大学において、ハルトヴィッヒがオルガナイザーとして、図書館職を「全労働力を注ぐ」職業にするために、さまざまな試みを行なったことは、職業としての成立の前史として重要なことである。

このことを別の側面から、つまり、図書館サービスの面から見れば次のようにいえるであろう。すなわち、18世紀末から19世紀を通じての出版点数の拡大⁽²⁸⁾、修道院図書館の世俗化による図書館資料の増大、大学の規模の拡大⁽²⁹⁾、学問の専門化・細分化⁽³⁰⁾といった現象の中で、図書館は従来のような教授の兼職では十分なサービスができなくなってきた。そのような状況の中で、例えばハルトヴィッヒは、専らその職務に従事する、つまり職業としての図書館員の必要性を考えたのであり、専任の館長、職員規程の作成、目録作成作業⁽³¹⁾などは、その考え方の具体化である。

3. おわりに

ここまでドイツにおける図書館職の成立過程を見てきた。以下の点を確認しておきたい。

- (1) ゲッティンゲン大学に象徴される大学改革の中で、図書館の役割が明確に認識された。
- (2) 社会の近代化の中で、職業の専門分化が起こり、図書館専門職はそうした文脈の中で成立した。

(3) そこで成立した図書館職は、学問に関する高い見識を有しつつ図書館業務を遂行するためには高い水準が求められていた。

なお、冒頭でDantonの研究を紹介した際、Dantonがアメリカ合衆国における資料選択の問題点をいくつも指摘しているが、Dantonが調査して以後の米国大学図書館は大きな変貌を遂げ、高度な学識と専門的訓練を受けた主題専門家による資料選択方式が普及していくことを付言しておく。

【筆者注】

本稿は、図書館情報大学図書館情報学研究科に1991年度提出した修士論文「ドイツおよびアメリカ合衆国の大学図書館における資料選択：近代社会における「主題専門家」の発生」の前半部分を要約したものである。論文では、後半でアメリカ合衆国における主題専門家の発生の過程とその社会的背景を分析しているが、紙数の関係で今回は割愛をする。なお、論文提出から十数年の年月が経っており、この間、大学図書館（学術図書館）をめぐる状況は、情報技術の進化を推進力として劇的な変化を遂げた。また、制度も変化していることが考えられる。しかし、本稿ではそうした変化を追跡調査していない。20世紀末のある時期における研究であることをお断りしておく。

(1) 堀内郁子「大学図書館蔵書論」『Library Science』2, 1964, p.14

(2) Ibid., p.15

(3) 高鳥正夫「日本の大学図書館における資料の収集利用の現状とその背景」『第3回日米大学図書館会議報告論文集第1部』1975, p.106-108

(4) たとえば、

田沢恭二「大学図書館における選択機構のあり方」『図書館界』31(1), 1979, p.60

増田稔「大学図書館における図書の選択方式」『私立大学図書館協会会報』62, 1974, 34-39

このなかで、田沢は、教員中心の選択によって、学生の要求がいれられないことを指摘し、一方増田は、教員の図書選択業務に対する意欲が教員によってまちまちであり、それがひいては蔵書全体の均衡を失すということを指摘している。

(5) 今まど子「図書の選択権を得るために」『図書館雑誌』66(9), 1972, p.428

(6) Danton, J. P. *Book Selection and Collection : A Comparison of German and American University Libraries.* New York, Columbia University Press, 1963, 188p.

(7) Ibid., p.38.

(8) Ibid., p.134.

(9) Ibid., p.35-37.

(10) プラール, ハンス＝ヴェルナー『大学制度の社会史』法政大学出版局, 1988, 345p.

(11) Ibid., 141.

(12) Ibid., 143

(13) ディルサー, ステファン（池端次郎訳）『大学史（下）：その起源から近代まで』東洋館出版社, 1988, p.85-100, 129-135.

(14) Danton, op.cit., p.21.

(15) Leyh, Georg.

"Der Bibliothekar und sein Beruf." *Handbuch der Bibliothekswissenschaft*. 2 vermehrte und verbesserte Aufl. Frits Milkau. begr., Georg Leyh, hrsg. Wiesbaden, Otto Harrasowitz, 1952-65, Bd.2 S.2.

(16) 小倉親雄「ドイツにおける図書館学思想の形成とその起源」『図書館界』23(3), 1972, p.84

(17) 小倉親雄「マルチン・シュレーティンガーにおける図書館学の構想」『京都大学教育学部紀要』21, 1975, p.8.

(18) Leyh, op.cit., S.12

(19) 河井弘志「A.グレーゼルの生涯(2)」『図書館界』26(1), 1974, p.10.

(20) Vorstius, Joris. Bibliothek, Bibliothekar, Bibliothekswissenschaft. ZfB. Jg.63, 1949, H.5/6, S.173.

(21) Leyh, op.cit., S.17.

(22) ヴェーバー, マックス（世良晃志郎訳）『支配の社会学 I』東京, 創元社, 1960, p.33.

(23) ヴェーバー, マックス「新秩序ドイツの議会と政府」『政治・社会論集』東京, 河手書房新社, 1965, p.327.

(24) ヴェーバー, マックス『支配の社会学 I』 p.135.

(25) Ibid., p.137.

(26) Ibid

(27) Ibid., p.136-137.

(28) 箕輪成男は, 1780年をドイツの「出版離陸期」とし, 以後19世紀を通じて, 出版点数は急速に増大したとしている。

箕輪成男『歴史としての出版』弓立社, 1983, p.8-27.

(29) 潮木守一は, 19世紀半ば以降のドイツにおける高等教育人口の漸増と, 学生の専攻領域の変化を分析し, それとドイツの産業構造の変化との関連を考察している。

潮木守一『近代大学の形成と変容：十九世紀ドイツ大学の社会的構造』東京大学出版会, 1973, p.162-242.

(30) 学問の専門化・細分化についての研究は, 例えは, 以下を参照。

古川安『科学の社会史：ルネサンスから20世紀まで』南窓社, 1989, p.127-144.

(31) 河井, op.cit., p.8-14.